

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人が払った介護費用保険料の取扱い

Q: 当社は全従業員を被保険者とする介護費用保険に加入し、保険料を一時払いで支払いました。この場合の保険料の処理について教えてください。

A: 法人が介護費用保険の保険料を一時払いする場合には、保険料払込期間を加入時から75歳までと仮定し、その期間の経過に応じて損金の額に算入するものとしますが、被保険者が60歳に達するまでの期間についてはその50%相当額を前払費用として資産に計上し、被保険者が60歳に達した場合には、その資産に計上した前払費用の累積額を60歳以後の15年で期間の経過に応じて損金の額に算入します。

実際には次のように経理します。

(1) 加入時

(借方)	(貸方)
前払保険料 × × ×	現預金 × × ×
(資産計上)	

(2) 被保険者が60歳に達するまでの各期末

福利厚生費 (注1) × × ×	前払保険料 × × ×
前払費用 × × ×	(注2)

(注1) 損金算入額

$$= \text{一時払保険料} \times \frac{\text{当期に対応する月数}}{\text{75歳に達するまでの月数}} \times 50\%$$

(3) 被保険者が60歳に達してからの各期末

福利厚生費 × × ×	前払保険料 (注2) × × ×
	前払費用 × × ×

(注2) 前払保険料 = 各期に応じた保険料の額

